



議会だより

ふたば

第111号
平成27年5月

発行：福島県双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎0246-84-5200 (代表)



町立幼・小・中学校入園・入学式 ～4月6日～

主な内容

平成27年第1回定例会	
・このようなことが決まりました	P2～4
・一般質問	P5～10
平成27年第1回臨時会	P11
議会のうごき	P12



平成27年第1回議会定例会は、3月9日から17日までの9日間の日程で開かれました。

条例の制定・改正・廃止、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算、議員発議などが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

**第 1 回
定 例 会
3月9日~17日**

平成27年度当初予算

原案可決

総額 1 1 7 億 3, 8 0 5 万 2 千 円

前年度より 2 4 億 5, 8 3 1 万 2 千 円 ↑

会 計		予 算 額	前 年 度 比
一 般 会 計		8 7 億 6 千 万 円	2 1 億 6 千 万 円 ↗
特 別 会 計	国民健康保険	1 6 億 4, 2 9 5 万 7 千 円	1 億 9, 8 9 4 万 3 千 円 ↗
	公有林整備事業	5 2 1 万 9 千 円	5 5 万 3 千 円 ↘
	公共下水道事業	3 億 5 7 2 万 8 千 円	8 6 5 万 6 千 円 ↘
	工業団地造成事業	2 1 6 万 4 千 円	—
	介護保険	9 億 5, 4 9 2 万 6 千 円	1 億 3 2 8 万 9 千 円 ↗
	後期高齢者医療	6, 7 0 5 万 8 千 円	5 2 8 万 9 千 円 ↗

※詳しい内容は広報ふたば5月号
2～3ページに掲載されてお
りますのでご覧ください。



〈採決の結果〉

○一般会計 (賛成 6 人 反対 1 人)

「反対討論」

100%反対ではないが、私の考え方に沿った予算とはいえず、賛成しかねます。
(谷津田議員)

「賛成討論」

町民、職員の方々に迷惑をかけるものであってはならないと思うので、賛成します。
(菅野議員)

- 国民健康保険特別会計 (賛成全員)
- 公有林整備事業特別会計 (賛成全員)
- 公共下水道事業特別会計 (賛成全員)
- 工業団地造成事業特別会計 (賛成全員)
- 介護保険特別会計 (賛成全員)
- 後期高齢者医療特別会計 (賛成全員)

平成26年度補正予算

原案可決

●一般会計・・・賛成6人 反対1人

歳入歳出それぞれ395億6,114万9千円を追加し、総額480億5,464万2千円。

(歳入の主なもの)

- ・町 税・・・町民税3,327万7千円、固定資産税940万9千円の追加。
- ・地方交付税・・・普通交付税、特別交付税、4億5,303万7千円の追加。
- ・国庫支出金・・・中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の追加、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減額などにより388億2,219万8千円の追加。
- ・県 支 出 金・・・核燃料税交付金など2億7,341万8千円の追加。
- ・繰 入 金・・・東日本大震災復興基金や復興まちづくり基金3,836万2千円の減額。

(歳出の主なもの)

事務事業の確定等により、多くの科目で減額補正。

総務費、衛生費の双葉地方広域市町村圏組合への負担金として3億4,035万円の追加。

東日本大震災復興基金や中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金などへの積立金として395億4,370万1千円の追加。

討 論

●国民健康保険特別会計・・・賛成全員

歳入歳出それぞれ307万3千円を減額し、総額16億5,246万円。

●公共下水道事業特別会計・・・賛成全員

歳入歳出それぞれ342万6千円を減額し、総額3億1,254万5千円。

●介護保険特別会計・・・賛成全員

歳入歳出それぞれ1,925万円を減額し、総額10億3,125万2千円。

「反対討論」

条例にも反対しているので、この項目（中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金）がある限り賛成はできません。（谷津田議員）

「賛成討論」

中間貯蔵施設の負担軽減のための交付金、基金等は、町の復旧復興には必要不可欠と思うので、賛成します。（岩本副議長）

議員発議

原案可決
賛成全員

●双葉町議会委員会条例の一部改正

提出者 白岩寿夫議員
賛成者 菅野博紀議員

(内容)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正・地方自治法の一部改正に伴い委員会条例の改正を行うもの。

人 事

原案同意
賛成全員

●固定資産評価審査委員会委員の選任

新任 石田 翼 氏 (寺 松)

新任 高野 利彦 氏 (新 山)

再任 横山 壽 氏 (長塚1)

条例制定・改正・廃止

原案可決

〈制 定〉

- 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 職員の配偶者同行休業に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 平成 27 年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金条例・・・・・・・・・・賛成6人 反対1人
 「反対討論」・・何を質問しても的をえた答えが返ってこない。建設受け入れ決定で、地権者抜きでやった仕事にももらえるお金を基金として積むという話はないと思う。町長の一存でやっているのと一緒に。これでは反対。（谷津田議員）
 「賛成討論」・・余裕を持ったことをするのであればこの基金は受けざるを得ないと思う。今後、町民や職員を考えた時に基金は必要であるということで、賛成したい。（菅野議員）
- 双葉町特定原子力施設地域振興事業公共用施設維持補修基金条例・・・・賛成全員
- 双葉町特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金条例・・・・賛成全員
- 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例・・・・賛成全員

〈改 正〉

- 双葉町職員定数条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例・・・・賛成全員
- 双葉町特別職報酬等審議会条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 町長等の給与及び旅費に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 職員の給与に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 職員等の旅費に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町税条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町教育委員会の委員の定数に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町介護保険条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例・・・・賛成全員
- 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 ・・・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
 ・・・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町下水道条例・・・・・・・・・・賛成全員
- 双葉町行政手続条例・・・・・・・・・・賛成全員

〈廃 止〉

- 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例・・・・・・・・・・賛成全員

一般質問

羽山君子 議員

- ・高齢化対応について
- ・中間貯蔵施設について

菅野博紀 議員

- ・中間貯蔵施設について
- ・東京電力賠償・補償について
- ・復興推進委員会について
- ・老人福祉について

谷津田光治 議員

- ・町長の政治について
- ・中間貯蔵施設について
- ・27年度予算について

白岩寿夫 議員

- ・一時帰宅時の道路の安全対策について
- ・盗難防止の対策について
- ・中間貯蔵施設候補地以外の土地の利用と補償について

町政を問う



羽山君子 議員



高齢化対策

質問

県内外に避難する高齢者対応は優先すべき課題であるが、具体的な対策を伺いたい。

町長

介護予防対策として訪問活動、健康相談、栄養サロン、介護予防訪問介護などに取り組んでまいります。

毎年、要支援、要介護の認定を受けていない高齢者を対象に、健康度評価基本チェックリストを実施し、避難先自治体に介護予防事業への参加誘導、訪問等の依頼を行っており、今後も避難先自治体との連携を図りながら

ら取り組んでまいりたいと考えております。

双葉町社会福祉協議会への事業委託については、高齢者等サポート拠点を設置し、地域交流を図るとともに、訪問活動、見守りなどを継続し、高齢者の健康支援に努めてまいります。

社会福祉法人が事業主体である特別養護老人ホームの事業再開を加速化させることが喫緊の課題であります。

町として可能な限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

避難先自治体における民間事業者の活用も視野に入れながら介護施設の検討を進め、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

質問

いわき市勿来酒井地区に整備される高齢者用サポートセンターの機能、またサービスの内容、設備について伺いたい。

町長

町から福島県に対して、いわき市勿来酒井地区に

整備される復興公営住宅敷地内に社会福祉協議会が運営する高齢者等サポート拠点を併設するよう要望してきたところ、復興庁から福島県に対して、いわき市勿来酒井地区における高齢者等サポート拠点の設置に係る経費にコミュニティ復活交付金を充てることで認められたところで。

今後、県と社会福祉協議会とともに、具体的な協議を加速させていくこととしておりますが、町としては、現在の南台応急仮設住宅におけるサポートセンターひだまりにおいて提供しているサービスと同程度以上のものが提供できる機能・設備とすることを考えております。

中間貯蔵施設

質問

地権者への対応をどのように進めるのか。

町長

弁護士による相談窓口

を設置しましたので、契約や地上権、相続等の疑問について弁護士等が助言等を行うことで地権者の皆様の不安等の解消に努めてまいります。

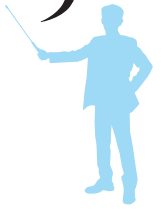
質問

搬入受け入れ容認をいつ決断したのか。

町長

県が確認することとした5項目のうち、県外最終処分の方案の成立などの4項目については、県がしっかりと内容を精査・確認して欲しいと申し上げてきたことに対して、県と双葉町、大熊町の協議の場で、県が精査をして、概ね意向を踏まえた内容であることを確認し、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定については、両町で国・県に対し修正を求め、国との協議において修正要望が概ね協定に反映されたことを確認し、協定を締結したことをもって、県の搬入受け入れの容認の判断を了解したものであります。

町政を問う



中間貯蔵施設の保管場(ストックヤード)のようす

質問
中間貯蔵施設の建設が予定されている区域外の土地及び建物の所有者に対する補償等について考えを伺いたい。

町長
予定地外は、国から補

償金の支払いはなされないところであり、土地の回復を図るためにも、除染やインフラ復旧などの復興に向けた取組を進めていくことが必要と考えております。

進め方として町内復興拠点を段階的に整備する

ことを考えており、道路の新規整備をはじめ、産業団地や住宅団地の造成、公共施設の整備など、公共事業を行っていく必要が生じてまいりますので、執行に当たっては、土地の提供などのご協力をお願いすることも考えられ、町の復興を進めることで、魅力ある地域に再生できるように、取り組んでまいります。

等に関する協定として、最終処分を完了するために必要な措置の具体的な内容、開始時期を明記した工程表を作成し、その取組の進捗状況について毎年両町と県への報告義務が明記されており、町では取組を促すことができ、ものになっております。

質問
設置期間は30年とされているが、30年を過ぎても移動されなかった場合どのように対応されるのか。

町長
中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分は、国に確実に実現させるべきものであり、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保

万が一30年を経過しても福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講じなかった場合は、協定の規定により、国に措置を求めてまいります。

質問
中間貯蔵施設に係る自由度の高い交付金の使途を伺いたい。

町長
中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金は、ふるさ

との結びつきを維持するための事業や生活空間の維持・向上のための事業、風評被害の緩和や人材育成・就業支援、公共施設に係る整備、維持補修、維持運営事業、企業導入、産業活性化事業、福祉対策、地域活性化策など幅広く活用できる交付金となっております。

交付金事業を実施する際には、全ての町民に対する生活再建支援や、町の復興に活用してまいります。

質問
中間貯蔵施設の整備により、建物が解体されると思うが、仏壇はどのように扱われるのか。墓地の移転先、移転方法について伺いたい。

町長
仏壇については、動産として補償されますので、所有者が移転先へ移転するための費用が補償され

ることになります。予定地内の動産移転補償に関しては、避難指示解除後に移転先を確保することを前提に補償することになりますので、通常の移転費用に加え、避難指示解除まで倉庫に保管するための費用を補償することになっております。

墓地の移転先、移転方法については、町内墓地の移転ニーズが、予定地内の墓地だけでなく、津波被災地域や、高線量地域の墓地などにおいても想定されることから、町内全域にわたっての配慮検討が必要であるものと考えております。

早期に町内共同墓地の整備を進めたいと考えており、整備可能な箇所を庁内で検討し、議会へ相談させていただきたいと考えております。

町民の皆様に対して、移転先の選択肢の一つとして提示していきたいと考えております。

墓地の移転方法には、墳墓ごとに改葬の許可が必要になります。

菅野博紀議員



町長

国との協議において、県が設定した5項目について、県知事より環境・復興両大臣に対して、国がしっかりと対応するよう申し入れており、町からは、地権者の理解なくしては進められないことと、地元の感情を逆なでするような強引な進め方をしないよう、虚心坦懐に地権者の声を聞き、丁寧に進めていくことを強く要請いたしました。

中間貯蔵施設

質問

中間貯蔵施設の中に町有地はどの位あるのか。

町長

調査した結果、公衆用道路や水路等の無地番の土地を含めると、約125・8ヘクタールを確認しております。

質問

搬入受け入れの判断は皆さんに理解をもらえると思うか。

町政を問う



町長

仮に支障が生じた場合、弁護士による相談窓口で寄せられた疑問や不安な点を整理して国に対応させるよう求めていくことも必要であると考えております。

質問

中間貯蔵施設は町の重大事項だと思ふ。双葉町全体を考えれば搬入判断する前にやらなくてはならないことがあつたと思ふが、町長の考えを伺う。

町長

やらなくてはならなかったことは、安全協定の内容の調整だと考えており、調整を行ってきたところではありますが、両町より国・県に対して修正を求め、国との協議で意見が概ね協定に反映されたことを確認し協定を締結したものであり、施設や輸送、管理運営に関する安全確保の担保が図られたものと認識しております。

両大臣に対して、中間貯蔵施設の受け入れという非常に重い判断をした

ことに鑑み、町の復興を果たすことが出来るまで、将来にわたって国が主体的に、町民の生活再建と町の復興にしっかりと取り組むよう強く申し入れたところであります。

質問

国の進め方について、町民や地権者の感情に配慮するような取組を求めたところであり、引き続き、国に強く求めてまいります。

東京電力賠償・補償

質問

行政として適正に行われていると思うか。

町長

東京電力には、継続して被災者に寄り添った丁寧な賠償を要求してきているところです。

東京電力の廣瀬社長に直接要求書を手渡し、加害者であるという認識を持ち、被災者との話し合いに誠実に対応し、迅速かつ確実な賠償、被災者に寄り添った賠償を行うこと、営業損害等につい

て、未だ被災者の生活再建の見通しが立っておらず、長期の避難生活を余儀なくされている実態を十分に認識し、早急に延長するよう求めたところであり、さらに、双葉町商工会長から営業損害の賠償について継続に関する要望書をいただいたことから、改めて経済産業省資源エネルギー庁、福島県、東京電力福島復興本社へ要望したところで

す。

町に対しても、町民から個別に相談をいただく場合もありますが、事実関係を確認の上、被災者である町民が一方的な不利益を被るような対応があつた場合は、適正な賠償を行うよう、求めているところではあります。

質問

今後6年以降の賠償・補償の議論をしていかなくはない時期と思ふが、町長の考えを伺う。

町長

原子力損害賠償紛争審査会において、町として、事故後6年以降の賠償の



復興推進委員会のようす

取扱いを明らかとするよう要望いたしました。その結果、中間指針第四次追補において、町全域について、避難指示の長期化が見込まれるため、長年住み慣れた住居、土地について、長期間にわたり住むことが出来ず、移住を余儀なくされた精神的損害等として、一人当たり700万円が追加賠償されることとなったところです。

引き続き、町民の被害実態に見合った賠償を行うよう、国・東京電力に求めてまいります。

町政を問う



復興推進委員会

質問

原子力発電所の収束作業が大きく関わる帰還時期等を示さない内容の最終報告で本当に大丈夫なのか不安に思うが、町長の考えを伺う。

町長

委員会からの報告は、町民代表の方の思いが詰まったものとして賛同できることから尊重させていただき、議会全員協議会において、双葉町復興まちづくり長期ビジョンの案をご説明させていただいたところです。

このビジョンは、町の将来の姿を示すものとしていただいていたところですが、双葉町は、復興の具体的な行程が示されていないため、復興の目標時期を示すのが難しく、帰還

時期については、町単独で見直しを検討する範囲を大きく超えていることから、具体的な時期を提示することはできないものと考えております。

町は、国に対し帰還時期の明示を求めてまいりましたが、町としての将来ビジョンを示し、ビジョン実現までの期間を国・県に明示させていくよう取り組んでいくべきと考えております。

質問

復興推進委員会で出した計画で今後の双葉町の計画が進んでいくのか。なぜ町長として自分の責任において話ができないのか。

町長

町の将来像の検討に当たっては、町民の皆さんで理想とする町の将来像を議論していただくことが重要と考え、双葉町復興推進委員会に議論をお

願いしたところです。復興推進委員会においては、町民委員が中心となつて座談会を行い、町の将来像と町の復興に向けた考えを委員同士が出し合いながら、議論を重ね、意見公募によつて町民から寄せられた意見や復興産業検討部会の提言、津波被災地域復興小委員会の報告などを踏まえて、双葉町復興まちづくり長期ビジョンの最終報告がまとめられたものです。

委員会からの最終報告を受けて、副町長や各課長等から構成される双葉町復興まちづくり計画推進会議において、最終報告の内容が審議され、その内容は妥当なものとの報告も受けており、委員会の最終報告の内容に賛同することから、議会全員協議会において、説明を申し上げたところであり

質問

今後の高齢者の対応に

老人福祉

ついて計画等があるか。

高齢者の対応が急務であることは十分認識しております。

町としては、社会福祉法人が事業主体である特別養護老人ホームの事業再開に向けて、事業実施の諸手続きの進捗など加速化を図るようさらに指導していくとともに、平成27年度には、具体的な事業内容をお示しできるものと考えております。

介護予防事業としては、健康・栄養を主体としたサロンなどの各種事業を展開するとともに、社会福祉協議会と連携し、強化を図つてまいります。さらに、避難先自治体などにご協力をいたいただきながら、予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業への移行計画の準備を進めてまいりたいと考えております。

質問

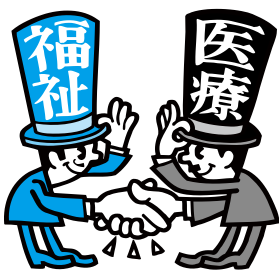
避難地域全体で国営の老人ホームなどの対応を国に頼んでいるのか。町の高齢者を思えば早急に

やらなければならぬと思うが、町長の考えを伺う。

町長

特別養護老人ホームの事業再開が喫緊の課題と捉えておりますので、東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助金の継続追加、グループホーム整備費の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の確保を要望している状況であります。

双葉地方町村会、議会において、避難先で必要な福祉・介護サービスが受けられるよう、国に対して必要な財政措置、具体的な人的支援、並びに介護・福祉施設の再開及び運営に対して要望を行っているところであり



谷津田光治議員



質問

町民有権者にどんな公約をし、何を訴えて町長になつたのか。

町長

町長選挙の際の公約としては、
①避難先自治体との信頼関係の修復に努めること
②避難指示区域の再編を実現すること
③原発立地町、周辺自治体との協調を図ること
④補償・賠償問題に全力を傾注すること
⑤県との信頼関係を構築し、関係自治体と話し合いを進めて中間貯蔵施設に対応していくこと

⑥仮の町（町外コミュニティ）と町立幼稚園、小・中学校を立ち上げていくこと

町民の皆さまから町政運営の負託を受けたことを厳粛に受け止め、町の復旧、復興に向けて、これまでの2年間を精一杯町政運営を行ってきたところであります。

質問
平成23年3月11日を町ではどんな日と決めているのか。

町長
東北地方太平洋沖地震及び東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故が発生した日であり、津波の発生により、多くの町民の尊い命が奪われた日でありますが、町条例で定める双葉町民にとっての特別な日と定めてはおりません。



3月11日午後2時46分 役場いわき事務所玄関前にて

となっており。町の決裁については双葉町規程規定に基づき決裁を行っております。

中間貯蔵施設

質問

中間貯蔵施設に関し、「建設受け入れと搬入は別」発言について、搬入は何日か。

町長

環境、復興両大臣への建設受け入れの回答の際に、県知事が、建設受入容認と搬入受け入れの判断は別として、5項目の確認事項の国の対応如何により、搬入は判断する旨の要請を行ったものであります。

国では、この確認事項についての対応をこれまで行ってきたものと認識しております。

町長
地方自治法に基づき事務を管理し執行するもの

町政を問う



をいただき、議会要望等を踏まえ、町、議会からの修正要望が協定に反映されることの確認ができたこと。

その他の4項目についても、県が精査をして、概ね県、町の意向を踏まえた内容を確認できたため、搬入受け入れ容認の県の判断を了解したものであります。

県は、改めて確認事項の5点について、国は、しっかりと対応するよう申し入れており、

建設及び搬入停止条項が適用することにならないよう安全確保に取り組みむこと。

本事業は、地権者が第一。地権者の理解なしでは、進められないことを肝に銘じること。

今後とも、強引な進め方をしないよう、地権者の声を聞き、丁寧にするること。

町が復興を果たすことができるまで、主体的に生活再建と町の復興に取り組むこと。

などを要請するとともに、日程に捉われないこと、両町町民、地権者

の心情をくみ取ってもらいたい旨の要請も行ってあります。

質問

「中間貯蔵施設開始後30年以内に県外最終処分を完了」を明記した法律の内容と安全協定について伺う。

町長

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律が施行され、中間貯蔵施設の整備・運営管理等は国が責任をもって行うこととなりました。

本法律には、国の責務として「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分をするために必要な措置を講ずる」と明記されております。

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書については、両町と県、環境省との間で締結しておりますが、協定書に、環境省は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の規定に基づき、中

間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置

を講ずると規定されております。

27年度予算

質問

新年度歳入歳出予算案の基本を伺う。

町長

平成27年度当初予算案については、全国に避難されている方々の生活支援、町の荒廃防止と防犯対策、町の復興に向けた取り組み等に重点を置き予算編成に努めたところであります。

全国に避難されている町民の皆様からの様々な要望につきましては、法令、財源や人的面などの制約もあることから、優先順位等を考慮しながら予算化を図っております。



町政を問う



白岩 寿夫 議員



一時帰宅時の道路の安全対策

質問
一時帰宅時の道路の安全対策として、除草、道路点検のパトロールをどのように考えているか。

町長
除草については、平成26年度、幹線道路、生活道路を中心とした道路延長87キロメートルの機械除草、除草剤散布などの作業を実施しております。これは、町が管理する町道の自動車通行が可能

な道路延長120・9キロメートルの72%にあたりませんが、山間部や細かい部分での除草や繁茂する木々の枝などの伐採には、対応できていない箇所もあるのが実情であります。

平成27年度では、より広範囲での除草作業を実施していきたいと考えております。

パトロールについては、民間警備会社、町臨時職員による防犯、防災パトロール実施時に通行に支障となるような道路状況を確認した場合は、速やかに連絡をいただき対応しております。

産業建設課においても定期的に巡回し、道路の補修、支障木等の除去作業を行なっておりますが、ますます道路等の荒廃が進んでおり、一時帰宅者等の安全確保のためにも定期的なパトロールを強化していきたいと考えております。

盗難防止の対策

質問
今以上の盗難対策強化が求められるが、具体的な対策を伺う。

町長

国道6号の通行再開や避難指示解除準備区域での瓦礫撤去・除染作業など、復興関連の事業が進むことで、これまでよりも多くの作業従事者が町内に入域していることに鑑み、双葉町内防犯・防災パトロール事業業務委託の実施時間を見直し、24時間体制へと監視を強化したところであります。町内立入り者が増える住民一時帰宅実施日には、町臨時職員による巡回活動も実施しており、防犯活動と立入りされている町民の皆さまの安全確保に努めているところであります。

車番認証装置を設置し、まもなく稼働を開始することから盗難などの犯罪に対する抑止効果を期待するとともに、警察機関より求めがあった際には、事務手続きを経て情報を開示し、捜査等へ協力して参りたいと考えております。

中間貯蔵施設候補地の補償以外の土地の利用と補償

質問
中間貯蔵施設候補地以外の土地の利用はどのように考えているか。土地に対しての補償は考えているか。

町長

中間貯蔵施設の予定地外については、土地の回復を図るためにも除染やインフラ復旧などの復興に向けた取組を進めていくことが必要と考えております。町の復興の進め方として、双葉町の復興のさきがけとなる両竹・浜野地区から、その後、町の中

質問
土地に対しての補償は考えているか。

町長

中間貯蔵施設の予定地外については、国が土地・建物の権利の取得を行わないことから、国から補償金の支払いはなされないところですが、一方、町内復興拠点の整備を進めていくにつれて、道路の新規整備を



町内に設置された防犯カメラ

はじめ、産業団地や住宅団地の造成、公共施設の整備など、さまざまな公共事業を行っていく必要が生じてまいります。こうした公共事業の執行に当たっては、当該事業用地となる方に土地のご提供などのご協力をお願いすることも考えられます。町の復興には、長い時間がかかるとは思いますが、その間の町民の生活再建のためにも、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金を活用して取り組んでまいります。



平成27年 第1回 臨時会

～2月13日～

2月13日臨時議会が開かれ、常任委員会と議会運営委員会の改選が行われ、新しい議会構成が決まりました。

また、条例の制定と平成26年度補正予算が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

新しい議会構成

総務教育常任委員会

委員長	菅野博紀
副委員長	白岩寿夫
委員	谷津田光治
委員	佐々木清一

産業厚生常任委員会

委員長	高萩文孝
副委員長	羽山君子
委員	清川泰弘
委員	岩本久人

議会運営委員会

委員長	菅野博紀
副委員長	高萩文孝
委員	羽山君子
委員	白岩寿夫
委員	岩本久人

条例制定

● 中間貯蔵施設立地町 地域振興交付金基金条例

中間貯蔵施設の建設に伴う当該地権者の支援を始め、地域振興を図るために行う事業に要する財源として福島県中間貯蔵施設立地町地域振興交付金が交付されることとなり、この交付金を後年度の事業財源として積み立てるため、基金の設置をするもの。

原案可決 6人
賛成 6人
反対 1人

討論

『反対討論』

▽目的、見舞金なり地域振興ということであるが、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとある。条例で目的がはっきりしているのに何を町長が別に定めるのか全く理解できないので賛成しかねます。
(谷津田議員)

『賛成討論』

▽中間貯蔵施設、地権者の方々の救済措置等、いろいろ今後の町の振興にかかわっていく条例なので、案のとおり賛成します。
(菅野議員)

平成26年度 補正予算

● 一般会計

歳入歳出それぞれ17億747万1千円を追加し、総額84億9,349万3千円。
・歳入 県支出金を福島県中間貯蔵施設立地町地域振興交付金17億747万1千円追加。
・歳出 衛生費の中間貯蔵施設に係る相談窓口の設置経費の追加や、諸支出金の福島県中間貯蔵施設立地町地域振興交付金を町の基金へ積み立てるための追加など。

原案可決 6人
賛成 6人
反対 1人

討論

『反対討論』

▽質問のとおりです。納得しかねます。
(谷津田議員)
※質問内容※今までなかった目を増やしてまで衛生費に組み込まなければならぬのか、中間貯蔵施設に関わるものであれば、中間貯蔵施設に関わる予算として計上したほうがよいと思う。

『賛成討論』

▽県からの交付金、受け入れ先がなくなる面からも今後の話が進まなくなっていくような感じがするので、この案に賛成したい。
(菅野議員)

議会のうごき

2月

4日 議会全員協議会
12日 議会全員協議会

議会運営委員会

13日 第1回議会臨時会

23日 双葉地方水道企業団議会定例会

25日 福島県町村議会議長会定期総会

総会

27日 双葉地方町村議会議長会議
双葉地方広域市町村圏組合
議会定例会

3月

4日 議会運営委員会
議会全員協議会

9日～17日 第1回定例会

13日 双葉中学校卒業式

23日 双葉南北小学校卒業式
ふたば幼稚園修了式

4月

6日 双葉町立幼・小・中学校合同
入園・入学式

13日 復興副大臣と双葉地方議長
との意見交換会

15日 議会報編集委員会



おめでとうございます。
全国町村議会議長会表彰

佐々木清一議長が町議会議員 15 年以上在職の自治功労者として表彰を受けられました。



編集後記

水温む頃、5度目の桜の季節を迎えて、6号国道、高速道路開通と、復興に向けた取り組みが進んでおります。

また、中間貯蔵計画も着実に行われ、町民の皆様にはどのように受け止め、感じられているのでしょうか。

議会として、町の復興こそが第一と考えております。

町民ひとりひとり、ふるさと双葉町への思いがある限り、皆様の心の思いの代弁者として議員一丸となって頑張ってまいります。

議会にご理解いただければ幸いです。

(白岩)



【編集委員会】

- 委員長 白岩 寿夫
- 副委員長 羽山 君子
- 委員 菅野 博紀
- 委員 岩本 久人